

参加
無料

令和5年度

福岡県日常生活自立支援事業

生活支援員

養成研修会

11/11(土)

総合福祉センター
2階 中会議室

日常生活自立支援事業とは

社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いする事業です。

生活支援員とは

社会福祉協議会の職員と協力しながら、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方への支援を行います。

生活支援員の支援内容

- ◇利用者への生活費の定期的なお届け
- ◇福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃の支払いの代行
- ◇利用者とのコミュニケーションなど

会場：大野城市曙町2-3-2

時間：9:30～12:00（受付：9:00より）

内容：「日常生活自立支援事業の概要について」
「大野城市社会福祉協議会における市民生活支援員の活動報告について」

対象：生活支援員に関心のある方
生活支援員として活動いただける方

定員：20名（※定員に達し次第締め切らせていただきますので、予めご了承ください）

申込：お電話にて

締切：令和5年10月31日（火）まで

主催：社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会
申込・問い合わせ先：地域課 相談支援担当
☎092-572-7700